

令和元年 11 月 21 日  
防災対策部災害対策課

## 三重県地域防災計画（地震・津波対策編）における南海トラフ 地震防災対策推進計画の修正について（記載内容：たたき台） （南海トラフ地震臨時情報の運用開始にあわせて）

※南海トラフ地震臨時情報への対応については、現在、県内市町が事前避難対象地域等の設定など検討をしており、そのほか防災関係機関等との調整の中で、今後、加筆修正を行う予定ですが、各部局にあっては、「たたき台」の段階でご意見をいただきますようお願いいたします。なお、現時点では、必要となる内容のみを記載していますが、いただきましたご意見をもとに、今後、修正作業を行い、既定の「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」の形式と整合を図ることとしています。

### 第 6 章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した 4 つがあります。

南海トラフ地震臨時情報 （調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード 8 以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でマグニチュード 7 以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード 8 以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

行政、ライフライン、公共交通等、各分野における南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応の方向性について明らかにします。

ここで示された方向性に基づき、具体的な防災対応を検討し、事前に計画としてとりまとめ、情報が発表された際には、計画に従って確実に実施することが必要となります。

## 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際には、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努めます。

### 1 情報収集・連絡体制の整備（詳細は防災対策部で検討中）

- (1) 県の体制（「南海トラフ地震準備体制」を整備する）
- (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制を確保する
- (3) 緊急部長会議の開催等

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、1週間、後発地震に対して警戒する措置をとり、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとります。

### 1 住民への周知（別紙参照）

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知します。（県、市町、放送事業者）
- (2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけます。（国、県、市町）

### 2 避難対策等（市町等と調整予定）

#### (1) 地域住民等の避難行動等

- ① 市町が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）に対しては、避難勧告等を実施します。なお、県は市町が行う対象地域の指定を支援するものとします。（県、市町）
- ② 安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等

避難実施に係る具体的な検討を行います。（市町）

- ③ 事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけます。（国、県、市町）

(2) 避難所の運営（市町等の取組を含め記載内容を防災対策部で検討中）

※市町域を超える広域避難の運営についても記載予定。

### 3 消防機関等の活動（関係機関と調整予定）

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとします。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達（市町、消防機関）
- ② 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導（市町、消防機関）
- ③ 津波及び浸水への対応は、水防活動を行うものの安全に配慮しながら、「三重県水防計画」等に準じ、必要な措置を実施します。（市町、消防機関）
- ④ 県は市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援します。（県）

### 4 社会秩序維持活動等（県警と調整予定）

(1) 警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとします。

- ① 正確な情報の収集及び伝達
- ② 不法事案等の予防及び取締り
- ③ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導（警察）

(2) 前項に関する最新の情報を、報道機関の協力を得ながら、様々な手段で広報します。（警察）

### 5 ライフライン等の対策（関係機関と調整予定）

(1) ライフライン

必要なライフラインの供給体制を確保するものとします。その際、後発の地震に備えて、必要がある場合は、実施する措置を定めておくものとします。（ライフライン事業者）

(2) 放送

緊急的な放送体制の整備を図ります。

（日本放送協会、（株）三重テレビ、（株）エフエム三重 等）

## 6 金融（関係機関と調整予定）

- (1) ○○銀行が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとします。（○○銀行）

## 7 交通対策（関係機関と調整予定）

### (1) 道路

- ① 警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとします。（警察）
- ② 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等についてあらかじめ情報提供するものとします。（県、道路管理者）
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとします。（県、市町、警察、道路管理者）

### (2) 海上

- ① 海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとします。（名古屋海上保安部、港湾管理者）  
津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して、必要な措置を講じるものとします。（港湾管理者）

### (3) 鉄道

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとします。また、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合は、津波への対応に必要な体制をとるものとします。（鉄道事業者）
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、臨時情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供を行うものとします。（鉄道事業者）

### (4) 滞留旅客等に対する措置

- ① 船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するための計画を定めることとします。（一般旅客運送事業者）
- ② 市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとします。（市町）

- ② 県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとします。（県）

## 8 県が管理等を行う施設等に関する対策（関係機関と調整予定）

### （1）不特定多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

#### （1）各施設に共通する事項（例）

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

#### <留意事項>

1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 消防用設備の点検、整備

カ 各施設における緊急点検、巡視

上記のア～カにおける実施体制（カにおいては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

#### （2）個別事項（例）

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

エ 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

（ア）児童生徒等に対する保護の方法

（イ）事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

オ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

(ア) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

(イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置（検討中）

(3) 公共土木施設等の対策

① 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備（施設管理者）

② 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を行うものとし  
ます。（施設管理者）

(4) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとします。（施設管理者）

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、下記の期間、後発地震に対して注意する措置をとります。

- 1) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生し、巨大地震注意が発表された場合は1週間
- 2) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

#### 1 住民への周知（別紙参照）

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知します。（県、市町、放送事業者）

(2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけます。（国、県、市町）

## 2 県が管理等を行う施設等に関する対策

- (1) 施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとします。(施設管理者)